

## 法曹養成制度の在り方に関する審議の整理

井上報告	各委員の意見	さらなる論点
<p>21世紀を支えるのにふさわしい法曹の資質・能力</p> <p>1 基本的資質・能力</p> <p>2 新時代に対応するため強化拡充が求められる資質・能力</p>	<p>相手をよく観察し理解すること、どう考えたかを的確に伝達することの二つが大切で、全人的な能力が必要。</p>	
<p>法曹養成制度の現状とその問題点</p> <p>1 現行の法曹養成制度</p> <p>1) 司法試験</p> <p>2) 司法修習</p> <p>2 実態</p> <p>1) 開放性と「一発勝負」的性格 正規の法学教育を制度的前提としな いことの当否</p> <p>2) 合格者数の限定と受験競争化</p> <p>3) 司法試験制度の改革による対応</p> <p>4) 予備校への依存とその影響 法の体系的・原理的理解の不足 自立的問題発見・解決能力の不足</p>	<p>現行の司法修習のカリキュラムは、最も志望者の多い弁護士ではなく裁判官の養成を中心に考えているのではないか。 法律選択科目廃止後の対応十分か。 裁かれる立場での弁護修習が3ヶ月では不十分ではないか。</p> <p>職業選択の自由を尊重すべきではないか。</p> <p>司法試験の競争率が異常に高いということと、法曹人口増・若年人口減・職業選択の多様化との関係をよく考える必要。 いわゆる丙案（合格枠制）の実施や合格者数の限定には政策の誤りがあったのではないか。 司法試験の硬直的傾向と大学法学教育の画一的傾向の中で予備校が成立する余地ができています。</p> <p>専門家の育成のために社会が莫大な投資をすべきなのに、ないがしろにされてきた面がある。 その人の立場に立ち、相手の気持ちを理解できるような法曹を育てる必要があるが、現在の大学ではそのような教育をすることができないのではないか。 法曹教育をどう考えてきたのか、文部省や大学の考え方にも問題があったのではないか。 大学側が社会の需要を的確にとらえて来れなかったことは、大学側の責任として率直に認めなければならない。</p>	<p>現状には問題があるということで一致 その「問題」とは何か 改革の要否・方策</p> <p>司法修習の現状の評価</p> <p>その要請は、利用者のための法曹養成制度整備の要請を上回るか。補充措置はないか。</p> <p>大学の法学教育の現状の評価</p>
<p>改革の方向</p> <p>1 合格者の教育の拡充強化</p> <p>2 司法試験前教育プロセスの整備</p> <p>3 考え得る反論</p> <p>1) 実社会での鍛錬・市場による淘汰</p> <p>2) 改善不能</p>	<p>法曹は一つ一つの事件を通して先輩の話を聞きながら成長していくものであって、その前までの教育の段階で人間について完全に理解し、一人前の法曹としてすぐに活躍できることを期待することにはそもそも無理がある。 日本の社会全体が、人生は複線的であることを受入れなくなっている。 基礎的教養不足は、大学に至るまでの教育プロセスの問題ではないか。各大学が教養課程を廃止しつつある点も問題ではないか。</p>	

<p>改善の諸方策</p> <p>1 法学部教育の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法曹養成への特化困難</li> <li>・高度化の困難</li> </ul> <p>2 法科大学院構想の概観</p> <p>1)法科大学院構想をめぐる議論の経緯</p> <p>2)基本的枠組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 学部教育との関係</li> <li>b 司法修習との関係</li> </ul> <p>3 法科大学院構想の主要な論点</p> <p>1)法科大学院の組織・教育内容等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 対象</li> <li>b 修業期間</li> <li>c 教科内容・教育方法</li> <li>d 教員の数・資格</li> <li>e 設置形態・設置数・設置認可のあり方等</li> </ul> <p>2)入学者選抜の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 「プロセスの重視」とオープンで公平な選抜</li> <li>b 多様な人材の受入れ</li> </ul> <p>3)司法試験</p> <p>4 継続教育</p>	<p>いまの大学に優秀な教員を入れればできるのではないか。 現在の4年の教育だけではこれからの社会で必要とされる法曹を養成するには不十分である。</p> <p>法科大学院構想を実現するためには、大学人の相当な意識改革が不可欠。研究中心の考え方から教育重視へ大変な努力が必要。</p> <p>法科大学院での教育内容を具体的に検証する必要。 教育能力のある教員の確保が最も重要。 教員の意識が問題だ。学尊業卑といった感覚は根強いのではないか。 法科大学院構想は、実務家教員の確保が不可欠で、大学側だけでなく法曹三者も入れて検討することが必要。 弁護士が後継者の養成の義務をも負うということをはっきりさせないと、教員の確保はできないのではないか。 法科大学院を、既存の大学とは全く別個の機関（例えば法曹三者が運営するスクールや第三セクター方式など）として設立することは考えられないか。 何を教えるのかによるが、今の学生は法律についての豊かな素養と原理的・体系的理解が欠けており、この点を手当てするというのが最も基本。 法科大学院を設置する場合には、地域配置のバランスに配慮する必要がある。 関係者の創意に基づくのではなく政策的に地域配置を考慮するだけでは、教育の質や教員の確保などに難しい面があるのではないか。 法科大学院の設置数を限定するのは困難で、基準を充たす限り設置を認めるべきであり、設置形態は多様であってよい。 法科大学院の入学者選抜の競争が激化しないような方策は考えられるのか。 他学部から法科大学院へ進む道を確保することが必要。 法科大学院の修了を司法試験の受験資格とすることは、経済的に余裕が無い者の法曹資格取得の道を閉ざすこととなり、機会均等の見地から問題ではないか。 現在の制度が、実態として、機会均等といえるかは疑問。むしろ、奨学金の充実や夜間開講、パートタイム制等により、法科大学院での教育を受ける機会を均等に保障することを考えていくべき。 法科大学院を修了しなくても大学検定試験的なもので司法試験受験資格を認めることも考えられるのではないか。</p>	<p>法科大学院の目標・教育内容は何か 現状で何が最も不足しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広く高度な法律専門教育</li> <li>・自立的問題発見・解決能力</li> <li>・法学教育と法律実務との融合</li> </ul> <p>司法（実務）修習との役割分担 設置主体 教員構成・給源</p> <p>大学人と法曹三者の協議・協働の必要、実務法曹の参与を可能にする措置</p> <p>実質的公平性・機会均等を担保する措置</p>
---	---	---